

薬物犯罪の取締りに関する一考察

——危険ドラッグ対策について——

西 尾 憲 子

1 序 論

本稿は、薬物禍から社会を守るうえで、薬物犯罪の取締りに関し考察するものである。

薬物犯罪の法的定義としては、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年一〇月五日法律第九四号、以下、特例法とする。）二条二項に規定されている。一般的には、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法に違反する罪をさし、刑法第二編第一四章「あへん煙に関する罪」に違反する罪や、麻薬等の薬物には属さないが毒物及び劇物取締法（昭和二五年二月二八日法律三〇三号、以下、毒劇法とする。）違反を含めて論じられている。本稿の狙いは、薬物禍から社会を守る点にあることから、ここでは一般的な定義に加え、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三五年八月一〇日法律第一四五号、以下、法とする。）⁽¹⁾における指定薬物に係る違反など、いわゆる危険ドラッグなどのゲートウエイドラッグと呼ばれるものを含め、その対策について検討することとする。なお、危険ドラッグについて、法的定義がないため、統計資料及び現行法制度の資料としている法務省、警察庁及び厚生労働省などにおいて使用されている定義を用いることにする。したがって、本稿において、危険ドラッグとは、

規制薬物又は指定薬物に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含むものをいい、人の精神の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を期待しつつ人体に摂取されるものとする。

2 日本における危険ドラッグに係る法的状況及び検挙状況

(1) 危険ドラッグをめぐる法制度の動向

危険ドラッグは、平成一〇年頃から出現したとされ、合法ドラッグや合法ハーブ、お香、アロマなどと称して用途を偽装したり、安全であるかのように偽装したりして販売され、入手が容易であったことから、特に若者たちを中心に急速に広まり、危険ドラッグの乱用による健康被害やこれに起因する事件や事故が社会問題となった。また、より強い作用を持つ麻薬や覚せい剤等の薬物の入門薬となる恐れがあるとも指摘されている。⁽⁵⁾

平成一二年五月三十一日号外法九一号で平成一三年四月一日施行の法二条一項二号(当時)で「人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、器具器械(歯科材料、医療用品及び衛生用品を含む。以下同じ。)でないもの(医薬部外品を除く。)、」同三号(当時)で「人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、器具器械でないもの(医薬部外品及び化粧品を除く。)」を医薬品として定義していた。そして、平成一四年七月三十一日号外法九六号改正で平成一七年四月一日から施行された法二条一項二号(当時)で「人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具、歯科材料、医療用品及び衛生用品(以下「機械器具等」という。)でないもの(医薬部外品を除く。)、」同三号(当時)で「人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの(医薬部外品及び化粧品を除く。)」を医薬品として定義しており、これに該当するものは、法一二条及び一四

条で厚生労働大臣の許可や承認を受けなければ製造してはならないとし、法二四条で医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を「販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列（配置することを含む）」してはならない」と定め、違反した者は法八四条で処罰される。これらの規定は、医薬品の無許可販売や無承認医薬品の取締りのための規制であるが、専ら人に乱用させることを目的として効能をうたっているような場合には、取締りが可能な場合といえる。しかし、この規制を逃れるために偽装された場合には取締りの実効性に支障が生じる問題や個人輸入への法規制がない状況であった。また、危険ドラッグの成分を麻薬及び向精神薬取締法の麻薬として規制し、使用目的とは関係なく、製造、販売、所持などが規制され、用途を偽装しても取締りを可能にした。しかし、危険ドラッグの成分について改めて科学的データの収集及び調査を行い、有害性を立証しなければならず、迅速な規制が難しいという問題があった。⁽⁶⁾

そこで、無承認医薬品や麻薬としての規制や取締りにおける問題を解決するため、平成一八年六月一四日号外法六九号改正で平成一九年四月一日から施行された法二条一四項（当時）で、「中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用（当該作用の維持又は強化的作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物」を「指定薬物」とし、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものと規定した。⁽⁸⁾ この指定は、厚生労働省令による。また、指定の要件が「蓋然性が高い」と規定されたことにより、より迅速な規制が可能となった。なお、指定薬物に指定された物質のなかで、毒性を詳細に調査して麻薬に匹敵する毒性があれば、麻薬に指定を格上げし、規制が強化されているものもある。⁽⁹⁾

さらに、指定薬物を化学構造で整理すると、同じ化学構造をもつ物質が多く、販売者側が規制を逃れるために指定薬物に指定されると化学構造を少しずつ変えた類似物質を次々に流通させていることから、想定されるすべての化学構造をもつ物質をまとめて規制することが有効だと考えられ、中心となる化学構造を決め、そこに結合するさまざまな置換基（枝葉のような部分）⁽¹⁰⁾を想定して、その組み合わせによって作られる物質の中枢神経への影響を推定したうえで、幅広く指定することにした。平成二四年一〇月二八日、厚生労働省は包括的な規制を導入することを報道発表し、平成二五年二月二〇日に「法第二条第十四項に規定する指定薬物及

び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成二五年厚生労働省令第一九号）公布、平成二五年三月二二日施行により、第一回目の包括指定が行われた。その後、第二回目包括指定が平成二六年一月二二日に施行、平成二六年七月二五日には緊急指定が施行、平成二七年五月一日には三回目の包括指定が施行されている。平成二六年七月以降は、薬事・食品衛生審議会指定薬物部会が毎月開催され、指定薬物への指定を行うとともに、指定に関する手続を省略する等して、迅速な指定を行っている。包括指定と指定薬物への迅速な指定を続けることは重要な方策の一つといえる。⁽¹¹⁾

平成一八年六月一四日法律六九号で追加、平成二五年二月一三日法律一〇三号により一部改正され、平成二六年四月一日から施行（以下、平成二六年四月施行法という。）された法第九章の二「指定薬物の取扱い」七六条の四（当時）で「指定薬物は、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるもの（以下、この条及び次条において「医療等の用途」という。）以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。」と規定された。厚生労働省の薬物乱用防止に関する情報のなかで、危険ドラッグの所持、使用等について特段の規制がなく、指定薬物を含む危険ドラッグを安易に入手し使用する事例が数多く報告され、急性毒性や依存症候群などの精神症状を発言した事例、交通事故等による他者への危害事例の頻発を受けて、こうした状況に対応し、新たな乱用薬物の根絶を図るために、指定薬物の輸入、製造、販売等に加え、所持、使用、購入、譲り受けについて、この平成二六年四月施行法により禁止されることになったと説明している。⁽¹²⁾

こうした法改正により、まさに、危険ドラッグの本格的な取締りが緒にたばかりの、平成二六年六月二四日、東京都豊島区池袋駅前の路上において、危険ドラッグを吸引したドライバーが乗用車を暴走させ、通行中の八人を死傷させる事件が発生した。本件を契機にして、危険ドラッグの根絶に向けた世論が高まり、既存の法制度を活用した対策の検討をすすめられた。平成二六年七月八日開催の薬物乱用対策推進会議において、内閣総理大臣から危険ドラッグ対策について指示が出され、平成二五年八月七日に策定された第四次薬物乱用防止五か年戦略⁽¹³⁾を踏まえ、平成二六年七月一八日、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」が

策定され、関係府省が一体となつて危険ドラッグの乱用の根絶に向けた取組みを強化することになった。

「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」は、(1) 危険ドラッグの実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化、(2) 指定薬物の迅速な指定と危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底、①海外情報の積極的な活用等を通じた危険ドラッグの指定薬物への迅速かつ効果的な指定、②危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底、(3) 危険ドラッグの規制のあり方の見直しを骨子としている。このうち、指定薬物の迅速な指定として、海外の流通実態や危険情報に基づく国内流通前の迅速かつ効果的な薬物の指定、薬事・食品衛生審議会の適時開催及び緊急を要する場合の指定手続の特例の適用、指定薬物の指定を迅速化するための買い上げ又は取去した製品の分析・鑑定体制の充実強化、国連薬物犯罪事務所（UNODC）等との連携を通じた未規制物質の国際的な情報交換の促進を挙げている。また、危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底として、関係機関による一斉合同立入検査等の実施、関係機関による合同（共同）捜査等の枠組みを活用した集中取締りの実施、指定薬物の判定に必要なデータベース、鑑定資機材、鑑定体制等の充実による鑑定の高度化、国内流入阻止に繋がるよう水際対策等の徹底、危険ドラッグに関係する刑事事件への関係法令の適切な運用と厳正な対処を挙げている。また、危険ドラッグの規制のあり方の見直しとして、包括指定の効果的な運用等の検討、指定薬物に該当しない場合に無承認医薬品として取締りを行うための検査方法の研究及び取締り手法の検討を挙げている。¹⁵⁾

この緊急対策を受けて、国会においても、既存の法制度の活用にとどまらず、危険ドラッグを根絶させるため、危険ドラッグの取締りの機動性及び実効性の向上を図る議員立法が必要であるとして法を改正し、平成二六年一月二七日公布、同年一月二七日に施行された（平成二六年一月二七日法律一二二号、以下、平成二六年一月改正法という）。この改正により、法七六条の六において、指定薬物等である疑いがある物品の検査及び製造等の制限を規定し、厚生労働大臣または都道府県知事による検査命令・販売等停止命令の対象に、指定薬物である疑いがある物品に加え、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品が追加された。また、法七六条の五で広告の制限を定め、¹⁶⁾法七六条の七の二で定める中止命令の内容として広告中止命令が追加されたことにより、危険ドラッグが新たに指定薬物として指定されるまでの間、製造・販売・広告などが禁止さ

れることになり、インターネット等による危険ドラッグ広告・販売への対策が整備されたといえる。法七六条の六の二第三項では、厚生労働大臣が、販売等停止命令の対象物品のうち、広域的に規制する必要がある物品を官報等で告示することを定め、名称・形状・包装などからみてこれと同一と認められる物品の製造・輸入・販売・広告などを禁止することができるとした。法七六条の六の二では、厚生労働大臣及び都道府県知事は、指定薬物について、広告の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができることを、指定薬物等である疑いがある物品の製造等の広域的な禁止を規定した。中止命令等を定める法七六条の七の二では、厚生労働大臣及び都道府県知事は、プロバイダに対し、指定薬物等の違法広告があるときは、情報の送信を防止する措置を講ずることを要請することができることとした。あわせて、法七六条の七の三で、損害賠償責任の制限を規定し、プロバイダが指定薬物等の違法広告について送信防止措置を講じた場合において、情報の発信者に生じた損害については、賠償の責めに任じないこととした。⁽¹⁷⁾

(2) 危険ドラッグをめぐる検挙状況

警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課による『平成二七年における薬物・銃器情勢（確定値）平成二八年三月』から、平成二七年における薬物犯罪をめぐる全体的な情勢についてみると、薬物事犯（覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯、あへん事犯をいう。）の検挙人員は二二、五二四人、前年比四〇・三人増（三・一％増）と、ほぼ前年並みであり、このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は一一、〇二二人、前年比六四・四人増（〇・六％増）と、ほぼ前年並みであるが、薬物事犯検挙人員の八一・五％（前年比二〇ポイント減）を占め、その割合は平成二二年以降六年連続で八割を超えている。その一方で、大麻事犯の検挙人員は二、一〇一人、前年比三四〇人増（一九・三％増）と、平成二二年以来五年ぶりに二、〇〇〇人以上となり、薬物事犯検挙人員の一五・五％（前年比十二・一ポイント）を占め、その割合は平成二五年以降増加している。大麻事犯の検挙人員が増加した背景としては、二〇歳代及び二〇歳未満の人口一〇万人あたりの検挙人員がそれぞれ六・九人（前年比二・九人増）、二・〇人（前年比〇・九人

増)と増加しており、若年層による大麻の乱用傾向が増大していることが挙げられる。覚醒剤の密輸入押収量(粉末)は三九四・六kg(前年比五三・四kg減、一一・九%減)と、ほぼ前年並みである一方、覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は七三件(前年比七七件減、五一・三%減)と減少しており、特に、近年の主要な仕出地である中国来(二二件、前年比二四件減)、香港来(八件、前年比一件減)及びメキシコ来(六件、前年比五件減)のものや、主要な手口である「運び屋」によるもの(四四件、前年比七七件減)が減少した。薬物犯罪組織による覚醒剤の密輸ルート分散化や手口の一層の巧妙化が進み、覚醒剤の国内への安定した供給がうかがわれることが分析されている。⁽¹⁸⁾

同統計から平成二七年中の危険ドラッグ事犯の検挙状況についてみると、一、一〇〇事件、前年比三九四事件増(五五・八%増)、一、一九六人、前年比三五六人増(四二・四%増)と増加した。適用法令別でみると、指定薬物に係る法違反は八九五事件、前年比四九四事件増(一一三・二%増)、九六〇人、前年比四六八人増(九五・一%増)である。このうち、平成二六年四月施行法による指定薬物の単所持・使用罪等は六七一事件(七五・〇%)、六九五(七二・四%)となっており、単所持・使用等事件の占める割合は大きい。また、平成二七年中の検挙人員のうち、六六八人、構成比五五・九%が平成二六年末までに認知したとなっている。このほか、麻薬及び向精神薬取締法違反は二三三事件、前年比五三三事件増(六六・三%増)、一四八人、前年比五〇人増(五一・〇%増)、交通関係法令違反は三三六事件、前年比二二二事件減(七七・二%減)、三六人、前年比二二四人減(七七・五%減)となっている。危険ドラッグ事犯のうち、危険ドラッグ乱用者の検挙人員は九六六人(八〇・八%)となっている。年齢層別でみると、二〇歳未満が二八人、前年比二人増(七・七%増)、二〇歳代が二九七人、前年比六一一人増(二五・八%増)、三〇歳代が三三〇人、前年比二二六人増(六一・八%増)、四〇歳代が二三六人、前年比二一五人増(九五・〇%増)、五〇歳以上が七五人、前年比三二人増(七〇・五%増)となっており、最も多い年齢層は三〇歳代、次いで二〇歳代となっている。薬物経路別でみると、薬物犯罪の初犯者が七二四人(七四・九%)、前年比四・三ポイント減、薬物犯罪の再犯者が二四二人(二五・一%)、前年比四・三ポイント増となっている。また、危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数は一人、前年比一〇一人減(九〇・二%減)と大幅に減少し

た。そして、危険ドラッグの入手先別でみると、インターネットが三三六人（三四・八％）と最も多く、次いで街頭店舗が二六五人（二七・四％）となっている。平成二六年一二月末までに認知したものの入手先別でみると、街頭店舗が二〇〇人（四一・九％）、インターネットが一三〇人（二五・九％）だったが、平成二七年一月以降に認知したものの入手先に限ると、インターネットが二〇六人（四四・三％）と最も多く、街頭店舗は五五人（二一・八％）になっている。これは、平成二七年七月には危険ドラッグ街頭店舗がすべて閉鎖となったこと⁽²⁰⁾によるものとみることができる。他方で、危険ドラッグがインターネットを利用して密輸・密売されるなど流通ルートの潜在化がみられ、今後の動向に引き続き警戒が必要である。⁽²¹⁾

3 日本における取締りの状況

厚生労働省を中心とした、店舗に対する検査命令・販売等停止命令をはじめ、指定薬物の大幅かつ迅速な指定、インターネット業者へのサイトに対する削除要請、水際対策などとともに、政府一丸となったあらゆる対策が講じられている。先述のとおり、危険ドラッグ事犯のうち、指定薬物の単純所持・使用罪等の占める割合の高さを危険ドラッグ乱用者の占める割合から、単純所持の検挙事案はほとんどが危険ドラッグ乱用者であり、乱用者対策に効果を発揮しているといえる。供給側に対しては、店舗で陳列・保管されていた危険ドラッグについては、容易に販売目的を認定することができ、法七六条の四に違反するとし、法八三条の九による「業として」の罪を適用している。また、平成二七年七月には危険ドラッグ街頭店舗がすべて閉鎖されたように、法規制と取締りの強化による効果は大きかったといえる。さらに包括指定による規制は、従来の規制が国内市場に流通したものを指定薬物と指定していたのに対し、国内市場の流通を待つことなく規制できるようになったことに意義がある。新たな類似薬物の出現をあらかじめ阻止することに優れているが、それはまた新たな薬物が出回ることになる。しかし、入手経路の潜在化や規制対象となる指定薬物への規制をいかくぐる実態に、「規制」と「脱法行為」のいたちごっこが繰り返される状況は解消されておらず、根本的な解

決にはいまだ至っていないと考える。まさに、危険ドラッグに係る犯罪状況は減少傾向を示しているなか、壊滅に向けたより効果的かつ実効性の高い対応が必須といえる。

危険ドラッグに関する報道を検証すると、危険ドラッグ販売店の経営者らに対し、法上の医薬品無許可販売を適用した福岡地判平成二六年一〇月三十一日（公刊物未登載。以下、福岡事例という。）が、日本における危険ドラッグ対策の転機になると考えられる。福岡事例のうち、本稿において検討対象とする事案の概要は、①被告人XとY両名は、共謀のうえ、薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けず、かつ、法定の除外事由がないのに、業として、販売又は授与の目的で、平成二六年六月一日、Xの店舗Aで、医薬品である各物品を貯蔵した。②被告人XはZと共謀のうえ、薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けず、かつ、法定の除外事由がないのに、業として、販売又は授与の目的で、平成二六年六月一日、店舗Bで医薬品である各物品を貯蔵した。この①及び②については、法二四一条一項で「薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列（配置することを含む。以下同じ。）を禁止している法令を適用し、罰則の法八四号五号（当時）が適用された。そして、これらに対して有罪判決が出された。

この福岡事例の①及び②については、平成二六年四月施行法の施行後である平成二六年六月一日に発生した事例であり、行為自体は、いずれも「業としての販売・授与目的貯蔵」であるにもかかわらず、改正後の同条項を適用せず、法二四一条一項に規定されている、薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けず、かつ、法定の除外事由がないのに、業として、販売又は授与の目的で、医薬品である物品を貯蔵したことが、医薬品の無許可販売行為に当たるとして検挙・立件されている。

法七六条の四による指定薬物に係る規制に違反したものとして検挙・立件するとなれば、危険ドラッグに含有される成分について指定薬物としての規制が施行されていなければならぬほか、指定薬物としての認識の有無が争点となる。しかし、法二四一条一項で規定する「業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、もしくは陳列」については、「薬局開設者又は医薬品の販売業の許可」を受けていなければ、医薬品の無許可販売行為として検挙・立件することが可能となる。

そこで問題となるのは、危険ドラッグが医薬品に該当するかどうかである。

福岡事例当時の法二条一項二号では、「人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具、歯科材料、医療用品及び衛生用品（以下「機械器具等」という。）でないもの（医薬部外品を除く。）」、同三号では、「人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）」と規定する。

医薬品該当性に関する判例から検討する。

最判昭和五七年九月二八日刑集三六卷八号七八七頁では法二条一項二号にいう「医薬品」とは、「その物の成分、形状、名称、その物に表示された使用目的・効能効果・用法用量、販売方法、その際の演述・宣伝などを総合」して判断する旨、具体的な判断基準を判示している。⁽²³⁾

東京高判平成一二年一月二五日東高時報（刑事）五一卷一―一二号三頁では、法二条一項二号又は三号にいう医薬品について、その「成分、形状、名称、その物に表示された使用目的・効能効果・用法用量、販売方法、その際の演述・宣伝など」を総合して、「通常人の理解において」、「人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている物として販売されていたもの」と認められる場合に、当該対象物が医薬品に該当すると判示している。

東京高決平成一九年一〇月一日高検速報（平成一九）号三三八頁は、危険ドラッグの一例とされるラッシュユ等が法にいう医薬品に該当するか否かについて争われた事例であり、法二条一項三号⁽²⁴⁾における医薬品の意義について判示された事例である。法二条一項三号（当時）の医薬品とは、その物の成分、形状、名称、その物に表示された使用目的・効能効果・用法用量、販売方法、その際の演述・宣伝などを総合して、その物が通常人の理解において、「人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物」と認められる物をいう、と解するのが相当であると判示した。判決理由の中で、ラッシュユ等の含有成分とその成分の薬理作用を説明したうえで、ビデオヘッドクリーナー、芳香剤等の名目で販売されているが、実際には青少年を中心に、性

的快感を高める目的で購入、使用され、そのような用途が雑誌やインターネット上で紹介されており、当該被告人らがアダルトショップ等にラッシュ等を販売していた販売先でも、顧客は、性的快感を高める等の用途でラッシュ等を購入、使用している実情にある事実関係を認定した。そして、前記の医薬品に当たるか否かの判断において考慮すべき諸要素に対応する事実関係に基づいて、通常人の理解を基準として判断されるものであって、考慮すべき諸要素となる事実関係を通常人が知りうるものに限定する趣旨ではない旨、判示している。

東京高判平成一二年一月二十五日において検討されている昭和四六年六月一日薬発四七六号の厚生省薬務局長通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」⁽²⁶⁾を確認する。当時の厚生省では、医薬品の該当性は、その目的、成分本質（原材料）等を総合的に検討のうえ、判断することとしている。また、別紙にて、医薬品の範囲に関する基準を以下のように示している。人が経口的に服用する物が、法第二条第一項第二号又は第三号（当時）に規定する医薬品に該当するか否かは、医薬品としての目的を有しているか、又は通常人が医薬品としての目的を有するものであると認識するかどうかにより判断することとなる。通常人が同項第二号又は第三号（当時）に掲げる目的を有するものであると認識するかどうかは、その物の成分本質（原材料）、形状（剤型、容器、包装、意匠等をいう。）及びその物に表示された使用目的・効能効果・用法用量並びに販売方法、販売の際の演述等を総合的に判断すべきものである。したがって、医薬品に該当するか否かは、個々の製品について、上記の要素を総合的に検討のうえ判定すべきものであり、その判定の方法は、Iの「医薬品の判定における各要素の解釈」に基づいて、その物の成分本質（原材料）を分類し、効能効果、形状及び用法用量が医薬品であるかどうかを検討のうえ、IIの「判定方法」により行うものとしている。さらに、別添資料として、成分本質（原材料）の取扱いに関するリストのなかに、「麻薬、向精神薬及び覚せい剤様作用がある物（当該成分及びその構造類似物（当該成分と同様の作用が合理的に予測される物に限る）並びにこれらの原料植物）」を挙げ、「新規成分本質（原材料）の判断及び判断する際の手続き」についても示されている。

「人が経口的に服用する物」が法二条一項二号又は三号に規定する医薬品に該当するか否かについての判断基準である「無承認無

許可医薬品の指導取締りについて」（昭和四十六年六月一日付け薬発第四七六号厚生省薬務局長通知）は、平成二三年一月二〇日付の各都道府県知事・各保健所設置市長・各特別区長あて厚生労働省医薬食品局長通知「医薬品の範囲に関する基準の一部改正について」（薬食発〇一二〇第一号）⁽²⁶⁾や、平成二七年四月一日付の各都道府県知事・各保健所設置市長・各特別区長あて厚生労働省医薬食品局長通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」の一部改正について」（薬食発〇四〇一第二号）⁽²⁷⁾で、それぞれ関連法令の改正にあわせて判断基準の改正内容が説明されているが、行政解釈の変更はない。

平成一七年二月二五日付の各都道府県・各保健所設置市・各特別区衛生主管部（局）長あて厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知（薬食監麻発第〇二二五〇〇一号）「いわゆる『脱法ドラッグ（当時）』に対する指導取締りの強化について」のなかで、「いわゆる『脱法ドラッグ（当時）』については、平成一六年二月二日付『麻薬の新規指定に伴う麻薬監視の強化について』（薬食監麻発第二二〇二〇〇四号）においても示したとおり、使用目的に係る標榜ふり如何に関わらず、事実上、経口、吸入、塗布等、人体への摂取を目的として販売されていると判断される場合には、法上の無承認無許可医薬品に該当し、取締りの対象になる」と説明している。さらに、危険ドラッグは、「乱用者自身の健康被害の発生にとどまらず、麻薬や覚せい剤等の乱用の契機となることも懸念されること、さらには、犯罪等へ悪用されるおそれもあること等から、これら製品の製造、輸入、販売、譲渡等について、薬事法に基づく監視指導を強化する必要がある」としている。そして、危険ドラッグが法第二条第一項第三号中「人の身体の構造又は機能に影響を及ぼすこと」を目的にしているかどうかについては、「当該製品の成分本質、形状、広告、製品名、使用方法等の表示、販売場所、販売方法等から総合的に判断すること」が可能であると説明している。⁽²⁸⁾

なお、法二条一項二号及び三号の「医薬品」の定義について、平成二六年二月一日改正法により改正されているが、これに関連して、平成二六年二月一七日付の都道府県知事・各保健所設置市長・衛生主管部（局）長・特別区長あて厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「インターネット上の無承認医薬品及び指定薬物等に係る広告監視指導について」（薬食監麻発一二一七第一号）の別添「無承認医薬品及び指定薬物等に係るインターネット上の違法情報を発見した場合の対応について」のなかで、「指定薬

物が新規に指定された際、当該指定を行う省令の公布から施行までの間は、当該物質を含有する製品については指定薬物としての取締りの対象とはならないが、その成分本質から、その使用目的に係る標榜ぶり如何に関わらず、無承認医薬品に当たると判断できる」と説明している。⁽²⁹⁾

現行法における医薬品該当性について、厚生労働省の行政解釈は変更されていないといえる。したがって、人が経口的に服用する物が、法第二条第一項第二号又は第三号に規定する医薬品に該当するか否かは、医薬品としての目的を有しているか、又は通常人が医薬品としての目的を有するものであると認識するかどうかにより判断することとなる。通常人が同項第二号又は第三号に掲げる目的を有するものであると認識するかどうかは、その物の成分本質（原材料）、形状（剤型、容器、包装、意匠等をいう。）及びその物に表示された使用目的・効能効果・用法用量並びに販売方法、販売の際の演述等を総合的に判断すべきもので、医薬品に該当するか否かは、個々の製品について、上記の要素を総合的に検討のうえ判定すべきものであり、危険ドラッグが法第二条第一項第三号の「人の身体の構造又は機能に影響を及ぼすこと」を目的にしているかどうかについては、当該製品の成分本質、形状、広告、製品名、使用方法等の表示、販売場所、販売方法等から総合的に判断する。こうした行政解釈の判断枠組みと、判例における医薬品該当性について、その物の成分、形状、名称、その物に表示された使用目的・効能効果・用法用量・販売方法、その際の演述・宣伝などを総合し、通常人の理解を基準として判断する、これらの判断枠組みは同じくしている。

前述の最判昭和五七年九月二八日では、法の立法趣旨が、医薬品の使用によってもたらされる国民の健康への積極・消極の種々の弊害を未然に防止しようとする点にあることなどの理由により、医薬品の意義に関するそれまでの下級審判例の大勢及び行政解釈を是認した。東京高判平成二二年一月二五日でも、最判昭和五七年九月二八日と最大判昭和四〇年七月一四日刑集一九卷五号五五四頁を参照しつつ、法の立法趣旨は、医薬品の使用による国民の健康に対する積極的な危害の防止だけでなく、その消極的な（危害の防止にあると解されることを挙げる。また、東京高判平成二二年一月二五日では、医薬品の販売を無制限に許容し、その効能や効果を標榜することを自由に放任することになれば、人の健康に有益無害なものであっても、公衆に対する保健衛生上有害な

結果を招来する恐れがあるばかりでなく、適時適切な医療を受ける機会を失わせるおそれもあるといわざるを得ず、このような弊害を未然に防止するためとして、積極的危害と消極的危害に分けて検討している。

医薬品に該当するかについては、医薬品としての目的を有しているか、又は通常人が医薬品としての目的を有するものであると認識するかどうかによる。そして、通常人が法二条一項二号又は三号に掲げる目的を有するものであると認識するかどうかは、その物の成分本質（原材料）、形状（剤型、容器、包装、意匠等をいう。）及びその物に表示された使用目的・効能効果・用法用量並びに販売方法、販売の際の演述等を総合的に判断すべきもので、医薬品に該当するか否かは、個々の製品について、上記の要素を総合的に検討して判断する。危険ドラッグが法二条第一項三号の「人の身体の構造又は機能に影響を及ぼすこと」を目的にしているかどうかについては、当該製品の成分本質、形状、広告、製品名、使用方法等の表示、販売場所、販売方法等から総合的に判断する。

したがって、危険ドラッグが医薬品に該当するかについて、当該製品の成分の薬理効果や人の身体へ作用をもたらすか、当該製品が人体摂取を前提に販売されているかにより判断する。そこで、指定薬物とは、法二条一五項で、「中枢神経の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物」と定義しており、指定薬物として指定を受けたものは、「中枢神経の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用を有する蓋然性が高い」という点から、法二条一項三項にいう「人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物」としての性質をもつといえる。そして、各製品が医薬品に該当するか否かについては、形状及び名称、使用目的・効能効果・用法用量、販売方法、販売の際の演述等を、個別に総合的に判断することになる。

福岡事例では、これらを判断して医薬品該当性を認めて、商品棚での陳列、保管態様、商品見本に価格を表示している状況から、その所持事実が販売目的の貯蔵であると認定したものである。また、店舗営業等の実態から、販売目的の貯蔵が反復継続の意思の下、業として行われたものであると認定され、有罪判決となった。

この福岡事例の有罪判決は、「危険ドラッグは、その名のとおり法の規制にかからない。」という供給者側の安易な考えを打ち砕き、「規制」と「脱法行為」のいたちごっこに終止符を打ったという意味で危険ドラッグ対策の転機となったと評価できる。

前述の東京高決平成一九年一〇月一日の事例ではなく、福岡事例が転機といえる理由は、危険ドラッグが社会問題化していたという時代背景のほか、具体的事例における証拠関係や擬律判断について、福岡事例の方が一般化しやすい等の事情が考えられる。

4 結 論

危険ドラッグは、日本だけの問題ではなく、国際的にも、特に、先進国で問題となっており、日本と同様に用途を偽装するなどして販売されている。麻薬など依存性の高い薬物は健康被害もさることながら、犯罪組織の資金源になるなどの問題があるため、古くからある麻薬や医薬品として開発された物質などは国際条約により世界的に流通などを規制し、各国が条約に基づいた厳重な規制を行っている。しかし、海外におけるいわゆる危険ドラッグに含まれる新たに登場してきている物質は、「New Psychoactive Substances」と呼ばれ、条約の規制に係らない物質であり、国際的な規制が十分ではないため、様々な規制が模索されている状況である。規制している多くの国は、乱用薬物を規制する法律の規制物質リストに載せる方法をとっている。⁽³⁰⁾

平成二六年四月施行法七六条の四では、指定薬物を医療等の用途以外の用途のための、製造、輸入、販売、譲渡、所持、購入、譲り受け、又は医療等の用途以外の用途の使用が禁止されたが、「指定薬物」を対象物とし、「医療等の用途以外の用途に供するため」という目的犯として規定し、「製造、輸入、販売、授与、所持、購入、譲受」という行為、及び、「医療等の用途以外の用途での使用」を禁止する、指定薬物に係る規制である。海外における薬物犯罪への対応も、規制薬物に対する客体規制が主である。

福岡事例では、平成二六年四月施行法後であったにもかかわらず、法七六条の四による検挙とせず、法二四条一項による無許可販売として検挙し有罪判決を導き出している。これは、規制対象となる薬物としての指定の有無や指定を受けた薬物であることの

認識の有無に関わらず、危険ドラッグを取り締まる方策を示唆するものである。

まさに、福岡事例を先例として活用することにより、当該危険ドラッグが指定薬物として規制されているか否かにかかわらず、医薬品として、人の身体の構造や機能に影響を及ぼす危険性が認められれば、規制することができるのである。したがって、危険ドラッグとして認識をしていない場合や危険ドラッグとして指定を受けていない未指定段階でも、当該製品が医薬品に該当すれば、取締り対象とすることができると考えられる。福岡事例は、当該薬物の有する危険性に着目した規制ではなく、当該薬物を社会に拡散する行為の危険性に着目した規制のあり方を示唆するものである。これは、法が医薬品の販売業について許認可制を採用していることにより、検挙及び立件、さらに、有罪判決を可能にした。ただし、当該物品が医薬品に該当していることが必要であるため、行為規制と言いつても考ええる。

薬物犯罪については、先のとおり、日本国内においてのみ対応するのではなく、諸外国との連携が必須であるため、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（平成四年八月二八日条約六号、以下、麻薬新条約という。）が採択された。この麻薬新条約の前文のなかで、麻薬及び向精神薬の不正取引撲滅が共同の責務でありその撲滅のために国際協力の枠組みの下で協同して行動することが必要であること、現行の条約等を再確認により不正取引からもたらされる重大な結果に対処するため、昭和三六年の麻薬に関する単一条約、昭和三六年麻薬に関する単一条約を改正する昭和四七年の議定書により改正された同条約及び昭和四六年の向精神薬に関する条約に定める措置の強化及び補完の必要性を認め、不正取引に係る国際的な犯罪活動の防止を目的とする刑事問題に関する国際協力のための効果的な法律上の手段を強化することが重要であり、包括的、効果的及び実効的な国際条約が求められるとしている。⁽³¹⁾

日本は、平成元年一二月に署名し、平成三年第一二〇回国会において条約締結が承認された⁽³²⁾。「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の当事国等（日本国等）（平成四年八月二八日外務省告示第三九九号）⁽³³⁾」で、昭和六三年一二月二〇日にウィーンで作成された「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」の批准書を平成四年六月一二日に国際連合事

務総長に寄託し、よって、同条約は、その第二九条二の規定に従い、平成四年九月一〇日に効力を生ずるとしている。この麻薬新条約の国内担保措置として特例法が平成三年法律九四号として制定された。

特例法八条一項⁽³⁴⁾では、規制薬物の輸入又は輸出に係る「薬物犯罪を犯す意思」をもって、規制薬物として「交付を受け又は取得した薬物その他の物品に対する輸入又は輸出する行為を処罰することを規定している。同条二項では、規制薬物の譲渡し、譲受け又は所持に係る「薬物犯罪を犯す意思」をもって、薬物その他の物品を規制薬物として、譲り渡し、若しくは譲り受け、又は規制薬物として交付を受け、若しくは取得した薬物その他の物品を所持する行為を処罰することを定めている。

この規定は、いわゆるコントロールド・デリバリーの捜査手法の採用を義務付けている麻薬新条約一一条の監視付移転を国内における条約上の義務を履行するために設定された。特例法八条の罪は、規制薬物として、規制薬物でない薬物その他の物品を、規制薬物であるとの認識の下での、輸入、輸出、譲渡し、譲受け、又は所持をすることにより成立する。規制薬物ではない薬物その他の物品とは、規制薬物でないことが明らかである場合のほか、規制薬物であることの証明がない場合も含まれる。輸入、輸出及び所持については、その行為の客体が「規制薬物として交付を受け、取得した薬物その他の物品」とされる。これは、行為者がその取扱いに係る薬物その他の物品を規制薬物であると認識していたのみならず、規制薬物と認識しうる客観的状況の下でこれらの行為が行われたことを要する。つまり、輸入、輸出及び所持は、行為態様として行為の相手方の存在を必要としないため、当該薬物又は物品を入手する際に、相手方から明示的、黙示的に規制薬物であると表示された場合に限る。譲受け及び譲渡の場合には、例えば、譲渡人が譲渡しに際し、規制薬物であることを明示的、黙示的に表示すること等によって、規制薬物として譲り受け、又は譲り渡す行為が処罰される。この規定は、クリーン・コントロールド・デリバリーが実施され規制薬物が抜き取られた後に関与した犯人の逮捕、処罰を可能とし、規制薬物の拡散、乱用を助長する危険を有する行為としての処罰を規定しており、薬物の拡散に直接結びつきやすく、クリーン・コントロールド・デリバリーを実施する場合に処罰の必要が認められる行為類型を取り上げている⁽³⁵⁾。

危険ドラッグにおける対策において、規制薬物と同様に客体制制が行われているが、日本においても、また、各国の法制度の差異を超えて、麻薬新条約を批准し国内法を整備している諸外国においても、この特例法を参考にして、規制薬物に限らず、危険ドラッグについても、特例法のような規制の可能性を含めて検討する意義があると考ええる。こうした法解釈及び法適用によれば、許認可制の有無といった制度の違いを超えて、他国においても、危険ドラッグの薬物禍から社会を守ることが可能となろう。日本は、危険ドラッグ対策を通じて得られた知見を、我が国独自のものに止めることなく、薬物禍の根絶に向けた施策として発展させ、刑事政策において国際的なリーダーシップを発揮すべき立場にあると考える。

(1) 平成二六年一月二五日施行(平成二五年法律第八四号)の改正において、薬事法から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(いわゆる、医薬品医療機器等法と略される)へ改題された(官報掲載平成二五年一月二七日号外二五五号)。この改正経緯については、「日本法令沿革」参照。<http://hounrei.ndl.go.jp/SearchSys/viewEnkakudo?i=JHqkxhWXSteloTZzgaAA%A%3D%3D>；平成二八年五月一九日)なお、本稿において、改題前の薬事法、改題後の医薬品医療機器等法も、以下、法と示す。また、各条項については、「当時」と示す。

(2) 合法ハーブ等と称して販売されている薬物は脱法ドラッグあるいは合法ドラッグなどと呼ばれていたが、危険な薬物であるという内容にふさわしい呼称として、厚生労働省が警察庁とともに新呼称名を公募のうえ選定し、平成二六年七月二日に公表した。(厚生労働省<http://www.nhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanjou/dl/140728-01.pdf>；平成二八年五月二八日)(警察庁https://www.mp.go.jp/sosikhanzai/yakubutuyuki/yakubutu/ikken_drug.pdf；平成二八年六月一六日)

(3) 覚せい剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしらがらをいう。

(4) 法第二条第一五項に規定する「中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物」をいう。

(5) 測罔学「危険ドラッグの規制と施策」『法律のひろば』六八巻八号四頁。

(6) 前掲注(5)、測罔・七頁。なお、国が法律により規制することが望ましいが、時間を要する傾向があることを指摘し、国に先駆けて都道府県が制定する条例による危険ドラッグの規制についてまとめている論稿として、牧瀬稔「危険ドラッグ規制条例の制定状況とその概要」『捜査研究』七七号六五〜七五頁がある。

- (7) 大麻取締法(昭和三年法律第一二四号)に規定する大麻、覚せい剤取締法(昭和二六年法律第二五二号)に規定する覚せい剤、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二八年法律第一四号)に規定する麻薬及び向精神薬並びにあへん法(昭和二九年法律第七一号)に規定するあへん及びけしからを除く。
- (8) なお、平成二五年二月二三日号外法律第一〇三号により一部改正されている。
- (9) 例えば、平成二八年五月二七日、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課から、「新たに指定薬物4物質を麻薬に指定します(注意喚起)」が公表されたこと。(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/yakuhin/yakubuturanyou/oshirase/20160527-1.html：平成二八年七月九日)
- (10) 前掲注(5)、瀬岡・八頁。
- (11) 指定薬物を包括指定する省令について、報道資料を参照。(http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/24985200002vko.html：平成二八年六月一日) 指定薬物への迅速な指定に関して、平成二五年以降の指定状況は、厚生労働省「危険ドラッグ対策について」を参照。(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/yakuhin/yakubuturanyou/oshirase/20150819-1-06.html：平成二八年六月一日) 平成二五年二月二三日以降の指定薬物への指定に関する省令のお知らせを閲覧あり。(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/yakuhin/yakubuturanyou/oshirase/index.html：平成二八年八月二六日)
- (12) 厚生労働省ホームページ「薬物乱用防止に関する情報」より抜粋。(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/yakuhin/yakubuturanyou/index.html：平成二八年八月三十一日)
- (13) 内閣府薬物乱用対策推進会議平成二六年七月八日開催議事要旨。(http://www8.cao.go.jp/souki/drug/suishinkagi/h260708/gjiyoushi.html：平成二八年一月二五日)
- (14) 佐藤正尚「危険ドラッグ情勢と取締り等の状況」『更生保護』平成二七年二月号一八～二二頁。
- (15) 厚生労働省ホームページ「危険ドラッグ対策について」政府による緊急対策」(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/yakuhin/yakubuturanyou/oshirase/20150819-1.html：平成二八年一月二五日)
- (16) 平成一八年六月法律六九号において、医薬品医療機器等法七六条の五で、「指定薬物については、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行う場合を除き、何人も、その広告を行ってはならない」と規定され、広告が制限された。
- (17) 牛山敦「法令解説 危険ドラッグ根絶のための緊急対策 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成二六年法律第一二二号)」「時の法令」一九七五号三二～四三頁。Law Forum 立法の話題「危険ドラッグ対策の強化 医薬品医療機器等法(旧薬事法)の改正」『法学セミナー』七二五号一頁。

- (18) 警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課「平成二十七年における薬物・銃器情勢（確定値）平成二十八年三月」一頁。https://www.npa.go.jp/sosikanzai/yakubutuyuki/yakujyu/yakujyu1/h27_yakujyu_jousei.pdf；平成二十八年六月一日
- (19) 危険ドラッグ乱用者とは、危険ドラッグ事犯のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側の検挙を除いたものをす。前掲注(4)、一九頁。
- (20) 厚生労働省が、政府による「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」をうけ、地方港政局による検査命令の実施など、関係機関の連携により、危険ドラッグ販売店舗数の推移についてまとめており、平成二十七年七月一日時点でゼロになったことが報告されている。なお、政府による緊急対策の内容については、前掲注(18)参照。http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/yakuhin/yakubuturanyou/oshirase/20150819-1-03.html；平成二十八年六月一日
- (21) 前掲注(18)、警察庁・一八一二〇頁。
- (22) 本件当時の法二条一項二号では、「人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、器具器械（歯科材料、医療用品及び衛生用品を含む。以下同じ。）でないもの（医薬部外品を除く。）」同三号では、「人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、器具器械でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）」として規定する。
- (23) 本件評釈として、前田雅英『昭和五七年度重要判例解説』一七五頁、木谷明・判批『法曹時報』三六卷二号一五三頁、川端博『警察研究』五七卷三号六九頁。
- (24) 法二条一項三号は、平成十四年七月三十一日号外法九六号、平成十七年四月一日施行で法改正されており、「人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）」と規定する。
- (25) 厚生省薬務局監視指導課監修『薬事監視指導関係通知集』二〇頁。厚生労働省HP「法令等データベースサービス通知検索」で現在の厚生労働省の解釈及び薬事法から医薬品医療機器等法での改正等においても、医薬品該当性に関する行政解釈として確認。<http://www.hourai.mhlw.go.jp/cgi-bin/t.docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENT&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=3887>；平成二十八年八月一日
- (26) 厚生労働省「法令データベース通知検索」より検索。<http://www.hourai.mhlw.go.jp/cgi-bin/t.docframe2.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%96%b3%81%b3%94%46&EFSNO=6921&FILE=FIRST&POS=0&HTSU=0>；平成二十八年八月三十一日
- (27) 厚生労働省「法令データベース通知検索」より検索。<http://www.hourai.mhlw.go.jp/cgi-bin/t.docframe2.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%96%b3%81%b3%94%46&EFSNO=6994&FILE=FIRST&POS=0&HTSU=0>；平成二十八年八月三十一日

- (28) 厚生労働省「法令データベースー通知検索」より検索。(http://www.hourheimhw.go.jp/cgi-bin/l.docframe2.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%96%b3%8f%b3%69%46&FNSNO=5024&FILE=FIRST&POS=0&HTTSU=0；平成二八年八月三一日)
- (29) 厚生労働省「医薬品等の広告規制に」ホームページの参考資料から抜粋。(http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/H26yakushokukannal217No1.pdf；平成二八年八月三一日)
- (30) 前掲注(5)「瀬岡・六頁」。
- (31) 麻薬新条約は、D1-law.comより検索して参照。(https://rieki.d1-law.com/dh_r/iyoubundo?actionType=init&freeSearchFlg=1&skouDate=4280904&leftKoubangou=4&searchField=resultid2016090712373721&leftAllCount=32&hourCid=84847444446&misikou=0&UNIQUE_KEY=1473219463948&chikou=#hino_0；平成二八年九月七日)
- (32) 樽見英樹「薬物乱用問題に関する国際的取組みと麻薬二法（特集・麻薬新法をめぐって）」『ジュリスト』九九二号六九～七六頁。いわゆる麻薬新条約まわりの沿革などの条約については、七〇～七二頁参照。
- (33) D1-law.comより検索して参照。(https://rieki.d1-law.com/dh_r/iyoubundo?actionType=init&freeSearchFlg=1&skouDate=4280905&leftKoubangou=5&searchField=resultid20160908105843.488&leftAllCount=32&hourCid=171927797069&misikou=0&UNIQUE_KEY=1473299923498&chikou=#hino_0；平成二八年九月八日)
- (34) 特例法八条は、平成三年制定当時、二一条に定められていたが、平成一一年八月法律一三六号で繰り上げられた。
- (35) 本田守弘「麻薬新法における犯罪規定（特集・麻薬新法をめぐって）」『ジュリスト』九九二号七七～八三頁。特例法成立時の二一条の解説として、八一～八三頁より抜粋。

(高岡法科大学法学部准教授)